陳　情　文　書　表　（令和３年１１月９日臨時会提出）

陳情第２号
　奈良市議会１０月臨時会議案第１０２号　権利放棄についての陳情書

令和３年１１月１日受理

陳情者　●●●●●●●●●●●●●●●●●●
元地権者　樋　口　光　弘　外１名

　このたび、奈良市の新斎苑建設中の用地取得費に係る損害賠償請求等履行請求事案について、最高裁判所で不受理とする決定がなされ、大阪高等裁判所の判決が確定したことを、先日電話にて突然連絡を受け驚愕しています。さらに、１０月２４日に市長と向井副市長が訪ねてこられ、これまでの経過を初めてお聞かせいただいた次第です。その際、今回議会に提出された議案についても説明をされました。私たち元地権者としては、ただただ驚きと怒りを隠せずにはいられませんでした。
　最高裁判所の結果が出るまで何も知らされず、仲川市長と私たち元地権者の連帯債務に対し、奈良市がなぜ仲川市長のみの請求権放棄の議案を出されたのか、全く理解できません。
　１０月２８日から臨時会が開催され、審査において特別委員会が設置されたとお聞きしています。何とぞ特別委員会に出席させていただき、弁明の機会を与えていただきますようお願い申し上げます。
　なお、私樋口は、現在目が見えにくい状態であり、１１月１日に目の手術を予定しておりましたが、今回、機会を与えていただきたく延期することにいたしました。
　弁明の趣旨は、下記に記させていただきます。
　私たち元地権者の議会への出席がかなわず、弁明の機会を与えていただけない場合は、議長名、議案審査特別委員長名で、その理由を文面で回答していただきますようお願い申し上げます。

記

１．私たち元地権者は、令和２年１月３０日の一審判決以降、市と原告団の双方が高裁、最高裁へと闘争していた事実を全く知らされておらず、高裁での私たち元地権者も債務を負わされる判決が最高裁の不受理によって確定したことを最近になって知らされた。
２．なぜ、私たち元地権者が知らない間に突然、悪名を着せられ債務を被らなければならないのか。
３．私たち元地権者は、奈良市の言い値で売買契約を結び奈良市に売却しただけである。売買金額は希望金額を下回ったが、市から設備の必要性などを訴えてこられ、私たち元地権者は奈良市の新斎苑建設に協力したつもりで売却した。
４．高裁の判決では私たち元地権者と仲川市長の連帯賠償請求にもかかわらず、なぜ仲川市長のみの債務請求権放棄の議案になったのか全く理解できない。

以上